

労働保険(労災・雇用保険)の成立 及び雇用保険の加入手続き

一元事業

① 労働基準監督署での
労働保険成立の
手続き

提出書類

- 労働保険保険関係成立届
- 労働保険概算保険料申告書

添付書類

法人

- 登記簿謄本
- 事業場の確認書類 (※1)

個人事業主

- 住民票又は運転免許証
- 事業場の確認書類 (※1)

※詳細については、労働基準監督署にご確認ください



まずは、労働基準監督署での手続きが先です

② ハローワークで
雇用保険加入の
手続き

提出書類

- 雇用保険適用事業所設置届
- 雇用保険被保険者資格取得届・・・個人番号（マイナンバー）の記載が必須

被保険者番号が不明の場合は過去に雇用保険に加入していた事業所名を確認

添付書類

法人

- 登記簿謄本
(設置届に法人番号が記載されている場合は省略可能)
- 事業場の確認書類 (※1)
(名称又は所在地が登記と異なる場合のみ)
- 労働者の雇用実態が確認できる書類(※2)
- 監督署で手続き済の
「労働保険保険関係成立届」(控)
「労働保険概算保険料申告書」(控)
- 事業所の所在地が分かる地図

個人事業主

- 住民票又は運転免許証
- 事業場の確認書類 (※1)
- 労働者の雇用実態が確認できる書類(※2)
- 監督署で手続き済の
「労働保険保険関係成立届」(控)
「労働保険概算保険料申告書」(控)
- 事業所の所在地が分かる地図

労働者を雇用して6か月以上経過している場合

- 遅延理由書、出勤簿(タイムカード)及び賃金台帳(給与明細)を雇用保険加入対象日から全て

※1 事業場の確認書類(名称、所在地確認)

事業許可証、開業届、不動産契約書、工事契約書、公共料金の領収書等のうち、いずれか必要なもの

※2 労働者の雇用実態が確認できる書類

労働者名簿、出勤簿、賃金台帳、在籍従業員名簿のうち、いずれか必要なもの

ご不明な点はお問い合わせください



①については
名古屋北労働基準監督署
電話 052-961-8655

②については
ハローワーク春日井
雇用保険適用係
電話 0568-81-5136

事業所の実在・実態確認のため、訪問調査等を行うことがあります